

**公益財団法人関西アーバン銀行緑と水の基金**  
**理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準**  
(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

(目的)

第1条 この規程は、定款第13条及び第29条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 この法人は、役員又は評議員としての職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 役員は、理事会への出席の都度、定額を支給する。
- 3 評議員に対しては、評議員会への出席の都度、定額を支給する。
- 4 前各項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員である役員又は評議員に対しては報酬を支給しない。

(報酬の算定方法)

第3条 役員及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会への出席の都度、12,500円とする。

(報酬の支給日)

第4条 役員及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会への出席の都度、支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員及び評議員の報酬は、その全額を現金で、直接、役員及び評議員に支給するものとする。ただし法令に基づき役員及び評議員の報酬から控除すべき額がある場合には、その役員及び評議員に支払うべき報酬の額から、その額を控除して支払うものとする。

- 2 役員及び評議員が報酬の全部又は一部につき自己あるいは自己の所属する団体の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人関西アーバン銀行緑と水の基金の設立の登記の日から施行する。

以 上